

(別紙様式 1)

医第 号
平成 30 年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

医療法施行令第 5 条の 2 第 2 項の規定に基づく協議について

医療法第 30 条の 4 第 7 項の規定に基づく医療法施行令第 5 条の 2 第 2 項の規定による病床数の加算について、関係書類を添付し、次のとおり協議いたします。

1 加算すべき病床数	1, 500 床	2 加算する病床の種別	療養病床及び一般病床
3 加算する地域	川崎南部医療圏、相模原医療圏、湘南西部医療圏、県中央医療圏		
4 加算を必要とする理由	今後、高齢化の進展により医療需要の増加が見込まれ、病床の必要量が将来においても既存病床数を上回ると見込まれる地域について、医療提供体制を整備する必要があるため。		
5 加算しようとする病床数の算定根拠	人口増、高齢化による医療需要の増に対応しつつ医療提供体制の充実に努める必要があることから、平成 32 年の推計人口による基準病床数の算定数と平成 29 年現在人口による基準病床数の算定数との差を加算する。		
6 関係医療施設の現状と計画	救急機能をはじめとする医療資源の不足を解消すること及び地域医療構想を踏まえた慢性期機能の確保を念頭に置き、医療提供体制の整備を進める。		
7 備 考	-		